

## 農地の賃借料情報の提供について

平成21年12月15日に施行された改正農地法により標準小作料制度は廃止され、これに替わる農地の実勢賃借料について情報提供を行うものです。

なお、「賃借料情報」は実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですので、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

令和3年3月25日

小松市農業委員会

### ◎ 田（水稻）の部

単位：円／10 a

| 地区       | 田     |        |        |      | 前年比<br>(平均額) |
|----------|-------|--------|--------|------|--------------|
|          | 最低額   | 平均額    | 最高額    | データ数 |              |
| 北部地区     | 7,000 | 9,700  | 12,900 | 24   | 0            |
| 東部地区     | 3,000 | 10,300 | 22,000 | 18   | 200          |
| 中部地区（平場） | 3,000 | 9,500  | 18,000 | 18   | ▲ 100        |
| 中部地区（山手） | 2,000 | 3,900  | 6,000  | 14   | ▲ 300        |
| 西部地区     | 6,000 | 15,500 | 19,500 | 9    | ▲ 1,400      |
| 南部地区     | 4,500 | 9,500  | 15,000 | 18   | ▲ 100        |
| 小松市全体    | 2,000 | 9,400  | 22,000 | 101  | ▲ 200        |

### ◎ 畑（普通畑）の部

単位：円／10 a

| 地区    | 畑     |       |        |      | 前年比<br>(平均額) |
|-------|-------|-------|--------|------|--------------|
|       | 最低額   | 平均額   | 最高額    | データ数 |              |
| 小松市全体 | 2,000 | 8,700 | 22,500 | 15   | 1,200        |

- ※ データは令和2年1月から令和2年12月までの期間内で各町生産組合で定めている賃借料を集計したものです。（地区により、賃借料に一部用水費等が含まれている場合があります。）
- ※ 物納の場合、玄米1俵の値段を13,000円として換算しています。
- ※ 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。